

# 省エネ法の改正案が閣議決定

## エネルギーセーブ



コンサルタント  
米田 桜子氏

平成22年に大  
幅改正された省  
エネ法に更なる  
改正が行われよ  
うとしている。  
今年3月5日  
に「エネルギー  
の合理化  
使用の合理化  
制の強化に万全を期す。」

## 不動産業界トピックス集

平成22年に大  
幅改正された省  
エネ法に更なる  
改正が行われよ  
うとしている。  
今年3月5日  
に「エネルギー  
の合理化  
使用の合理化  
制の強化に万全を期す。」

（省エネ法）  
の一部分を改正  
する法律案」  
が閣議決定さ  
れた。これに  
あわせて、経  
済省は同日に同法律  
案を第183回通常国会  
に提出すると発表した。  
法改正の趣旨は「経済  
の発展のためには、エネ  
ルギー需給の早期安定化  
が不可欠であり、供給体  
制の強化に万全を期す。」  
とある。

### 省エネコンサルタントに聞いた ビルオーナーが採るべき対策とは

係るトップランナー制  
度、②電力ピークの需要  
家側における対策が追加  
「既存ビルにおいて電力  
省エネ法の改正は東日本大震  
災以降、重要視されるよ  
うになった電力のピーク  
カット対策が盛り込まれ  
ているのが特徴です。あ  
くまで努力義務ですが、  
社会的責任を重視する大  
手テナントはピークカッ  
ト対策を実施します。そ  
のため、入居するビルに  
も対策が求められるよう  
になります」（米田氏）  
活用してもいいのです  
が、高コストかつ必ず自  
動制御を行うことになる  
ので、不便になるケース  
も考えられます。BEMS  
Sに関しては当社では初  
期導入コスト不要のスキ  
ームをお勧めしていま  
す」（米田氏）  
同法律は公布日から起  
算して1年3カ月以内で  
施行される。今から対策  
を検討しておくべきだろ  
う。

#### 法律改正の概要(抜粋)

① 建築材料等に係るトップランナー制度	これまでトップランナー制度は、エネルギーを消費する機械器具が対象。今般、自らエネルギー消費しなくても、住宅・ビルや他の機器等のエネルギー消費効率の向上に資する製品を新たにトップランナー制度の対象に追加する。具体的には、建築材料等(窓、断熱材等)を想定。企業は技術革新を促し、住宅・建築物の断熱性能の底上げを図る。
② 電力ピーク側における対策	需要家が従来の省エネ対策に加え、蓄電池やエネルギー管理システム(BEMS、HEMS)、自家発電の活用等により、電力需要ピーク時の系統電力の使用を低減する取組を行った場合に、これをプラスに評価できる体系にする(具体的には省エネ法の努力目標の算出方法を見直す)

のピークカット対策が重要視されるので「ピークカット対策が盛り込まれているのが特徴です。あくまで努力義務ですが、社会的責任を重視する大手テナントはピークカット対策を実施します。そのため、入居するビルにも対策が求められるようになります」（米田氏）

「平成22年度の改正省エネ法の骨子は、事業所単位から事業者単位を対象が拡大され、エネルギー使用量が原油換算で年間1500KL以上の事業者はすべて対象になります。そのため、大規模ビルを所有する方模ビルを所有する方理システム(BEMS・HEMS)、自家発電の活用等により、電力需給ピーク時の系統電力の使用を低減する取組を行います」（米田氏）

る方や全国展開するチェーン店、FC店を対象に、これをプラスに評価できる体系にする（具体的には、省エネ法の努力目標の算出方法を検討しておくべきだろう。同法律は公布日から起算して1年3カ月以内で施行される。今から対策を検討しておくべきだろ